

## 福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

### 【受審施設・事業所情報】

事業所名称	天満ちとせ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人ちとせ交友会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 今井真貴子	
定員（利用人数）	110 名	
事業所所在地	〒 530-0043 大阪市北区天満1-18-24	
電話番号	06 - 6948 - 5707	
FAX番号	06 - 6948 - 5708	
ホームページアドレス	<a href="http://www.chitosek.or.jp/preschools/tenma">www.chitosek.or.jp/preschools/tenma</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:tenma@chitosek.or.jp">tenma@chitosek.or.jp</a>	
事業開始年月日	平成30年5月1日	
職員・従業員数※	正規 12 名	非正規 7 名
専門職員※	保育士 14人 栄養士 1人 調理員 1人 社会福祉主事 1人 子育て支援員 1人	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室5室、乳児室1室、ほふく室1室、調乳室1室、調理室1室、トイレ5室、多目的トイレ1室、多目的室1室、屋上園庭、沐浴室2室、事務室兼医務室1室、床暖房（0,1,2歳児保育室）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

### 【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	— 年度

### 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

### 【理念・基本方針】

「Home～ ここに集いここで育みそしてここからはばたくちとせ交友会はかかわるすべての人にとって心安らぐ場所 Home でありたい。」

1. 子ども達一人一人を笑顔で包み、今を支え未来を生きる力を育む。
2. 保護者の気持ちを受け止め子育ての喜びを共有する。
3. 地域社会の一員として地域の絆づくりの拠点となる。
4. 職員が仕事の意義や生きることの意味を学び、利用者とともに成長する。

### 【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①「生き生きとし、元気に遊べる子」  
舞西の生活の中で、心身ともに子どもらしく、元気にふるまう子ども。心の面で生き生きとし、毎日を過ごす事が、学校や社会で活躍したいという意欲を形成します。(者と関わる遊びを通して繰り返し集中して遊べる場、チャレンジできる時間の確保を行う)
- ②「友だちとしっかりと関わり、自分で考え、行動する子」  
友だちと会話をする。遊ぶ。相手の気持ちを尊重し、自分の気持ちを伝えながら周囲とコミュニケーションをとることは、社会性の形成に繋がります。(特に道徳的クラス運営を目指すグループタイム・クラスの一体感や応答性を大切にしているビッグブック)
- ③「自分で考え、行動する子」  
考え行動する子になる為には、知性の面での成長がかかせません。自ら思考し、「こうしたい」と意見を持つ子、信念を持って行動できる子を育みます。(できることやできそうなことはチャレンジさせる生活場面や自分で考える時間を作るカードゲーム)

### 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和4年11月16日～令和5年3月15日
評価決定年月日	令和5年3月16日
評価調査者(役割)	2102C002 (運営管理・専門職委員) 2001C001 (運営管理・専門職委員) 1901C020 (専門職委員) ( ) ( )

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

天満ちとせ保育園は、ビジネス街・官公庁街にあり、大阪城のほど近くにビル型保育園として立地しています。社会福祉法人ちとせ交友会を運営主体とし、平成30年5月に事業が開始されました。「ちとせ交友会ステートメントブック」に「ちとせ交友会は“Home”ここに集い、ここで育み、そしてここからはばたく、かかわる全ての人にとって心休まる場所Homeでありたい」という方針のもと保育がなされています。

全国に展開された大規模な法人で「理念・保育方針」を基本とした保育の実現に向けて取り組んでいます。施設長と主任保育士の連携のもと、職員には研修の機会が多く設けられ、法人内のオンライン研修が充実し保育実践に生かされています。施設長は朝礼を行い職員との共通理解を深めて、処遇改善や人材育成に努力しています。

都市型保育園で、施設の形状や近隣の交通状況等安全面の対策に配慮し常に子どもの安全管理に努めています。屋上園庭には遊具が設置され、多目的室で子どもたちが身体を動かす機会を持っています。

保護者とのコミュニケーションを取る機会も大切にしています。施設長は保護者が安心して働き続けられるよう、一人ひとりの子どもを大切に丁寧な保育を実施しています。

地域との交流の必要性が理解され関係機関との連携や地域に根ざした保育園となるよう、積極的な活動に取り組んでいます。

### ◆特に評価の高い点

●全職員で天満ちとせ保育園が大切にしている「自律の保育」について、“考えさせるを考える”ことを基本に保育が展開しています。

●限られた環境の中での保育計画では、保育室以外で屋上園庭や多目的室を活用したり、遠距離への散歩に出かける等充実した子ども達の活動が展開できるよう工夫しています。

●散歩に出かける機会が多い為安全面を第一に考えています。当日の朝には施設長が下見をして担当保育士に危険がないか伝えて実施しています。

●保育方針・目標が保育に展開されているか、振り返る仕組みが計画的に行われています。法人内のオンライン研修・会議で理解を深め、日常のクラス運営に活かしています。

●施設長を中心として、園全体で一人ひとりの子どもの生活状況を把握して、保護者の子育ての相談や要望に応え、積極的に取り組んでいます。

### ◆改善を求められる点

●中(長)期計画の整備をし、事業計画が策定されることが求められます。

●様々な社会資源の活用や多くの地域行事への参加により、園児がより豊かな生活経験を重ねていくことを目指しています。今後は、地域の子育て家庭との交流を深め福祉ニーズの提供に積極的に取り組み、保育園としての責任や役割が発揮できるよう実施されることを期待します。

●法人や行政が作成した児童虐待・危機管理マニュアル等、多岐にわたるマニュアルを整備していますが、標準的な保育方法についてのマニュアルの整備が望まれます。マニュアルを身近なものにするために地域や子どもの状況を踏まえた独自のマニュアルを作成することが望まれます。マニュアルの見直し改善は定期的に行うことで、保育サービスの質を高い水準で実施できるものと思われれます。

●保育の課題について職員会議等で話し合われています。今後は、PDCAサイクルを活用し職員間で見直しが行われることが期待されます。

●保育室・事務所・倉庫等の整理整頓をし、有効的に利用することが望まれます。

●玄関や廊下等の定期的な掲示物の見直しを行い常に新しい情報を提供することが望まれます。

●全体的な計画、年間カリキュラム、食育、保健計画について、地域性や子どもの状況を考慮し作成し定期的に見直しをすることが望まれます。

●個別指導計画は、評価・反省の項目について適正に実施することが望まれます。

#### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第三者評価に関する結果のご報告を賜り、誠にありがとうございました。職員一同、大変貴重な学びを頂戴いたし、こころより御礼申し上げます。

5年前の開園当時、職員全員が立地的に初めての環境・風土であるが故の手探り状態でしたが、安心して安全な「HOME」を目指し試行錯誤を繰り返して参りました。ご報告を承り、保護者とのよりスムーズなコミュニケーションを可能にし、信頼度を高めることの重要性を再認識致しました。今後は、今回の保護者アンケートに於けるご意見やご感想を真摯に受け止め、保護者のニーズを的確に把握することで、日々の保育の質向上に反映したく存じます。

改善すべき点については、早々に次年度に向けて取り組む所存でございます。とりわけ常々、職員会議においてもその重要性を互いに指摘し合う事柄、すなわち、計画性のある保育はもとよりオリジナリティのある事業計画を策定することを次年度の保育政策目標として掲げます。保育の可視化にも取り組み、「人を育てるのは人しかない」のお言葉を胸に、保育士、栄養士が自分に誇りをもって仕事に取り組み、愛ある保育を続けていきます様、精進致す所存です。

#### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人の理念・方針に沿って”自律を促す保育・子どもの権利と安全の保障”を重視しています。職員への周知については、職員会議・朝礼・研修で行っています。保護者との信頼関係の中、保護者が安心して働き続けられるよう一人一人の子どもを大切にし、子どもの育つ姿を丁寧に見守る保育を実施するよう、職員全員が保育者としての自覚を持つための取り組みを行っています。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	社会福祉事業の動向は保育通信・法人からのメールや園長セッションで行っています。所属自治体の福祉施策の内容は、社会福祉協議会の会議や地域の連絡会で把握・分析しています。地域の特徴・変化などの経営環境や利用者数に関して、また運営経費および利用状況については、経営戦略会議で内容を分析しています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	直近の課題として、保育の内容に関して感染拡大による行事の延期・縮小、設備管理に関しては「外階段の塗装の劣化」などを捉えています。また、職員の体制や育成に関しては「人員の確保・人材育成」を課題としています。今後は経営状況や改善すべき課題について、職員に共有・周知されることが望まれます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	中・長期計画の策定においては、施設運営の根本(理念・基本方針・職員体制や人材確保・保育設備や資金・保護者のニーズ・地域交流等)を記載し、経営環境等の把握・分析・結果を踏まえることが望まれます。その実情の基で、理念や基本方針の具現化を図り事業が実施できるような内容の作成を求めます。	

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<b>c</b>
(コメント)	単年度の計画は、当該年度における具体的な事業・保育等に関わる内容が具体化され、中・長期計画を反映し計画を着実に実現する内容の作成を求めます。ビジョン(目標や展望を明示し保育内容・組織体制・設備の整備・職員体制・人材育成などの課題)を見据えた内容の策定が求められます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<b>b</b>
(コメント)	事業計画の策定にあたり、職員面談・年度末の全体職員会議などで出された職員の意見を反映させています。直近では法人の視察により、壁の補修工事について見直しを図っています。事業計画作成は、職員等の参画の基で行われ周知理解を促すための取り組みが望まれます。	
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	<b>b</b>
(コメント)	保護者に対しては、園だよりや掲示により知らせています。外国籍の人には個々に直接説明する等配慮しています。事業計画の具体的な内容は、保護者に随時周知されることが望まれます。また、意見箱の設置は、保護者等が利用しやすい場所に置き、活用できるような工夫が望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<b>b</b>
(コメント)	保育の質の向上の取り組みは、日々の振り返りや指導計画の評価・反省において行っています。法人内で定期的に行っているオンライン会議で課題をあげ、保育の改善を行い保育実践に繋げています。今後は、園の自己評価を行い、園全体のPDCAサイクルの整備を期待します。	
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	<b>b</b>
(コメント)	年度末の全体会議で課題を共有し話し合われています。今後は、園の自己評価結果に基づき、分析した結果や課題について文書化し、計画的な改善を行い職員間の共有を図ることが望まれます。	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	<b>b</b>
(コメント)	経営・管理に関する方針は、「運営規定」に記載しています。施設長は、職員会議で職員に周知しています。有事の際の役割や対応は、「危機管理マニュアル」に記載しています。今後は、組織表・職務分掌の作成と職員への周知が望まれます。	

	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	コンプライアンスの遵守に向けて、コンプライアンス研修・障がい児人権研修・園長会で理解を深めています。また、入職時や個人面談等で職員の学びを促し、遵守すべき法令等の研修を行っています。今後は、労務関係等の内容を含む法令リストの整備が望まれます。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、職員会議・エリア内研修で園の状況を把握しています。職員への危機管理の啓発指導に取り組むとともに、リーダー開発・保育の質向上委員会等推進体制を築いています。個人面談や法人内研修・公開保育へ積極的にいき、保育サービスの質の向上に向けて取り組んでいます。	
	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	人事や財務面の分析を行い、有休休暇・リフレッシュ休暇の積極的な取得を促しています。日々のシフトや週休について主任と相談し決めています。経営の改善や業務の実効性を高めるため職員に施設長は職員雇用に努力し、主任保育士は施設内の経費削減に努力しています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	人材の確保や育成に関する基本的な考え方は、「ちとせ交友会ステートメントブック」に明示しています。人材確保に向けて求人サイトを活用し、職員の募集を行っています。保育専門の派遣会社・紹介会社と連携を取り人材確保の為に工夫をしています。今後は、職員定着率をあげる努力や幅広い人材確保に取り組むことが望まれます。	
	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	人事の基本方針は就業規則に定め、事務所内に設置し、入職時研修で職員に周知しています。職員の専門性や職務遂行能力の成果貢献度を確認する為毎日、園長と主任がクラスを回り把握しています。職員処遇の水準や改善の必要性については、職員の意向を反映した改善に取り組むことが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	労務管理は施設長が担っており、毎日の出勤状況や毎月の勤怠確認を行い、職員の就業状況を把握しています。体調面など不安のある職員からは随時相談等を聞けるようにし、安心して保育ができるよう配慮しています。リフレッシュ休暇の取得や園内・外に相談窓口を設置し、職員の働きやすい環境を整備しています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	交流会シートを使用した年齢別の課題を発表し一年を実施期間として行っています。職員の目標管理については、目標管理シートを用いて年2回職員面談を行っています。目標の進捗や達成度は、施設長・主任保育士との面談やクラス巡回で確認しています。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員の教育研修計画として策定された研修計画が策定され”必要な技術の修得、維持及び向上に努めている”と示しています。年齢別交流会・保育の質向上研修・ベビーサイン研修・保護者対応研修・要支援児保育研修等を実施して職員は積極的に参加しています。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の個別スキルについては入職面接で把握し、主任が実際に保育に入り、OJTで個別に指導をしています。また、初任者研修・シニア研修・主任研修・園長研修などの研修や、救急救命講習等の外部研修に参加しスキルを高め、研修報告で職員との共有が行われています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生等を受け入れる際は、「実習生受け入れの手引き」に則って対応しています。施設長は実習の受け入れを希望しているため、今後は実施に向けて受入れ担当者の研修や学校側との連携を行い、実習生の受け入れの取り組みが望まれます。

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
(コメント)	運営の透明性を確保するため、苦情・相談の体制や内容については苦情解決の仕組みで示されています。園の理念や方針についてはホームページで説明すると共に、地域へ向けて知らせています。事業報告・決算報告は、ホームページで公表されることを求められます。	
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
(コメント)	事務等に関するルールや職務に関する「運営規程」に明記し、入社時研修で職員に周知しています。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の実現に向けて、ゾーンマネージャー視察を実施するとともに、法人で契約している公認会計士による外部監査を実施しています。	



II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	子育てに役立つ情報として、行政や子育て支援グループからのお知らせを、園内外の掲示板を通して発信しています。また、園児が参加する地域の祭り等運営面でも協力しています。その他運動会や公園・川沿いの清掃活動を開催するなど、地域との交流を広げています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は、「ボランティア受け入れの手引き」に示しています。今後は、次世代育成を目的とした小中学生を対象とした職場体験学習やその他世代間のボランティアの受け入れの取り組みを検討されています。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	関係機関との連携については、社会福祉協議会の会議で定期的に連絡を取っています。避難訓練時の避難場所について、施設では小学校と連携を取っています。今後は、近隣の中学校等とも連携を図る予定があります。家庭での虐待などが疑われる子どもへの対応として、北区要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携が図られています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	地域の福祉ニーズなどや生活課題を把握するために、滝川公園を守る会に参加しています。また、社会福祉協議会と連携しているほか、そこで把握したニーズに基づき、地域子育て支援の為に電話相談を行っています。今後は、地域との連携を積極的に図り、民生委員等との連携も視野に入れた取り組みを望みます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	保育のノウハウを提供したり、専門的な情報を地域に発信する取り組みとして、子育て相談(電話相談)を行っています。地域の防災対策として、災害時に園の屋上スペースを地域の避難場所として提供することを提案しています。今後は、地域の子育て世帯へ向けた様々な取り組みを具体化し、実施されることが望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	子どもを尊重した保育実践の内容は、「ちとせ交友会ステートメントブック」に記載されています。職員は職員会議・見守り研修に参加し、子どもや保護者を尊重することや基本的人権への配慮について理解を深めています。職員の虐待予防としてセルフチェックを行い、職員の更なる理解を深めることが望まれます。職員は、子どもたちの好みを尊重し、色分け等で男女別にしないようにしたり、子どもの性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮しています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシーの保護については「情報管理」に明示し、入職時研修・職員会議で職員の理解を深めています。今後は、日々の子どもの生活でのプライバシー保護に関する取り組みが望まれます。今後は、子ども達の着替えやおむつ替え等の保育中における園生活でのプライバシー保護に関する適切な取り組みが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園発行のリーフレットには、開園時間・休園日、保育方針・目標、カリキュラム、利用料等の内容を記載し、施設写真を多く掲載することで分かりやすく伝えています。利用希望者については、園見学の際にパワーポイントを用いて丁寧な説明を心掛けています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園が決まった際は、面談時に「入園のしおり・重要事項説明書」を保護者に手渡しして配布しています。「重要事項説明書」には挿絵や写真で保護者にわかりやすいように工夫し記載しています。保育の開始・変更にあたっては「同意書」を提出してもらっています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園・卒園後には、いつでも相談を受ける窓口があります。今後は、転園が決まった際に園内が行う転園の手順を示した文書や卒園後も園に相談できる窓口があることを明記した文書を保護者に知らせることが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	職員は日常の保育の中で子どもの生活状況を把握し、乳幼児会議で共有しています。保護者に対しては個人面談や日々の保護者対応を通じてニーズを把握することに努めています。今後は、日々の保護者対応の記録等を作成し、保護者の満足度が反映できる改善策を検討されることが望まれます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の仕組み(第三者委員の設置や意見を述べる機会について玄関に掲示)が「重要事項説明書」に記載されています。苦情解決の仕組みは苦情対応マニュアルに明示し、苦情のあった保護者などに対しては直接回答を伝え、ホームページに記載するなどの方法で公表しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者の相談や意見は、日常的に園長・主任保育士・保育士が積極的に話しかけることで受け止め、対応できるようにしています。相談がある際は、多目的室・応接室等で受けています。今後は、複数の方法や相手が自由に選べることを明示した文書を作成し、保護者へ周知されることが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者などの意見を把握する取り組みとして、日々職員が積極的に話しかけるよう心がけています。相談や意見を受けた際の対応は、「基本行動マニュアル」「保護者とのコミュニケーション」に明示されており、相談や意見への回答は即日、又は3日以内と定めています。取り組みの例として、療育に通う保護者からの療育と園の連携の強化があげられます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	「危機管理マニュアル」「緊急対応マニュアル」を整備しています。法人内安全管理研修・警察署からの情報提供・園長セッションより情報を収集しています。また、「事故報告書・ヒヤリハット報告書」に記録し、職員会議・ケース会議・園長会で分析・検討を行うとともに、朝礼・職員会議内での危機管理研修で職員に伝えています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策は、主に園長・主任・担任・給食室が担当し、「感染症対策マニュアル」に沿って対応しています。職員は感染症対策について入職時研修・職員会議で学んでいます。感染症が発生した際には、その対応についてインフォメール・玄関への掲示で保護者に周知しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害時の対応体制については危機管理マニュアルに明示し、サービスの継続もしくは復旧を円滑に進めるために整備しています。災害の発生時において、子どもの安否を登降園名簿を基に点呼で確認するとともに、職員の安否を勤務表を基に点呼で確認しています。備蓄品の一覧は、栄養士・主任保育士が管理しています。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	保育の基本方針について、「ちとせ交友会保育方針保育内容」に示しています。その中で、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢については、「個人情報保護規程」「職員の行動規範」で確認しています。今後は、標準的な実施方法のマニュアルの整備とマニュアルに基づく研修や見直しの整備が求められます。	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	<b>b</b>
(コメント) 保育の実施方法は、職員会議・乳児会議・幼児会議で確認し、指導計画に反映しています。姉妹園との”学年別オンライン会議”で確認し、会議の内容はサーバーで記録し参加できなかった職員が閲覧できるようにしています。今後は、標準的な実施方法に基づいた見直しをする仕組みの改善が望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	<b>b</b>
(コメント) 指導計画は、年・月・週日案の単位で作成しており、生活に必要な基本的な生活習慣を明示しています。内容として集団生活の決まりがわかり、友だちと楽しく遊ぶ等子どもの具体的な活動が示されています。今後は、個別のニーズに対する配慮や6年間の育ちの連続性について職員間で共有することが望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	<b>b</b>
(コメント) 指導計画の見直しについては、月案の評価・反省欄に記録しており、赤字での修正をし見直しを行っています。その中で、トイレトレーニングの進め方・友だちとのトラブル等について課題が出されています。今後は、具体的な支援方法や解決方法等を個別指導計画に記載されることが望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<b>a</b>
(コメント) 子どもの生活状況等は「生活状況調査書」に、成長発達の様子については「個別の保育経過記録」に記録し管理棚で管理されています。職員間の情報共有を促すために、毎朝のミーティングや職員会議で行い会議録は会議中に作成し、すぐに共有できるようにしている等工夫をしています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<b>a</b>
(コメント) 子どもや保護者等に関する情報は「個人情報保護規程」に則って管理しています。個人情報情報は事務所の鍵のかかる場所に保管し、電子データは事務所内の所定場所にて管理されています。保護者に対しては、入園説明会での説明や、「重要事項説明書」で周知しています。	

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画は、保育所保育指針・保育理念・保育方針・保育目標に基づき作成されています。職員は子どもの権利・児童福祉法・保育所保育指針について入職時の研修・全体会議で確認しています。今後は、地域性や子どもの姿を考慮し前年度の評価・反省を基に全職員が参画して作成されることが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	環境の整備に向けて「安全点検チェック記録表」等により実施しています。また、玩具や寝具は次亜水消毒をし衛生管理に努めています。木製の積み木やままごと等は園児が自由に手に取り、心身を落ち着けられるよう保育室内にコーナーを作っています。温湿度計の設置や加湿器を使用して感染予防等に努めています。今後は、棚の上や教材棚等の整理をし常に衛生的な環境の整備が望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	職員は、子どもの気持ちをうまく受け止めることができるよう「ビックブック」を用いた保育方法を取り入れています。子ども同士のトラブルについては、危険がないように見守り、子ども同士で解決できるよう援助しています。集団活動に参加したくない子どもがいた場合は個別の対応を心がけています。職員の適切な言葉遣いや接遇等については、マニュアルを用いて振り返りを行っています。今後は、職員がより丁寧な言葉がけで保育が進められるような取り組みが望まれます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	生活の流れと発達を踏まえ、自分でやろうとする気持ちが育つよう配慮しています。年齢毎に応じて生活習慣が身に着けられるように、絵本や視覚支援(ポスター)を取り入れて援助しています。乳児は周りの友だちの姿を捉えて”じぶんも”と排泄や食事に向かう事を大切に保育を行っています。食事の配膳準備は余裕をもって落ち着いた雰囲気の中でできるよう保育士の適切な援助が望まれます。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	子どもが主体的に活動できるように、コーナー遊びを充実させています。ビル型の園舎の限られた面積で保育室と屋上テラス、多目的室を組み合わせ、活発に園生活が過ごせるように工夫されています。散歩に週2~3回程度出かけて近隣の公園等を訪れ、遊具・集団遊び・自然観察・地域の人とのふれあいの等経験ができるようなカリキュラムが立てられています。今後は、地域の商店街や消防署・警察署・福祉施設等と交流する機会を持つことが期待されます。	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 連絡ノートや朝の受入れの時に子どもの様子を家族と共有し、一人ひとりの生活リズムに合わせた保育を行っています。0歳児が安心して過ごせるよう優しい声掛け、触れ合い遊び・ベビーサインを通して一人ひとりと愛着関係を築いていけるよう心がけています。0歳児室は、ほふく室・仕切りをなくした室内空間を作り子どもが探索活動を楽しめるように配慮しています。保育士からの適切な生活援助や子どもへの応答的な言葉がけ等が望まれます。	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 子ども自身が興味を持てるよう玩具を選んだり、探索したりできるような環境が作られています。一人ひとりの子どもに向き合えるように、時間差を設けて個別に対応しています。「イヤイヤ期」の子ども達への対応は、自分で遊びを選べる環境を作り、子どもの自我の育ちを受け止めるようにしています。子どもの状況について、食事・その日の様子・排便・睡眠時間・体温を毎日記録すると共に、保護者には連絡帳やホワイトボードの掲示を通して伝えていきます。生活の中でゆったりとした時間を取り、温かな保育士との声掛けで愛着関係を作ることが望まれます。	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 3・4・5歳児クラスでは、子どもが自主的に活動することを意識した環境を整備しています。保育の特徴として”自律の保育”を方針に掲げています。グループタイムを行い「ビッグブック」を用いて、様々なテーマでイメージを広げ想像したことを言葉で表現できるような保育を展開しています。クッキングや造形活動等の協同的な活動については、個人懇談・日々の申し送り保護者に伝えていきます。今後は、園として地域との交流や小学校との連携を積極的に持つことが望まれます。	
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 障がい児または支援児の対応については、「できた！わかった！たのしいよ！パートⅡ」(マニュアル)に則り、個別指導計画を作成しています。保護者とはケース会議を実施し、密に連携を図っています。必要に応じて、近隣の小児科・大阪市子ども青少年局保育企画課などの関係機関と連携を図っています。内外研修で職員は、「障がい児への関わり方の実例」等について学んでいます。	
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 合同保育は早朝・薄暮で1歳児の保育室で行い、異年齢によるごっこ遊びや玩具を用いて保育しています。延長保育時には、18時におやつを提供しています。子どもの状況については、申し送り表やホワイトボードに記録し、職員全員で共有しています。乳児や要支援児は、個別記録・連絡帳で保護者との連携を図っています。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント) 就学を控えた時期においては、クラス内での話し合いや文字の読み書き等の活動を取り入れています。午睡は運動会後(10月)頃から徐々に無くしています。また、5歳児個人懇談を実施したり、ホワイトボードの掲示を介して保護者に情報提供を行っています。今後は、地域の小学校との交流や連携を図り、就学への見通しができるような配慮が望まれます。	

A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもの健康管理は、「健康記録」に個別に記録されています。保健計画には方針が明示され、健康指導として個々の体力に応じて戸外遊びを行い、感染症や風邪からの予防に努めることとしています。感染症が発生した際は、対応等について玄関掲示をして保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として、保育士による視診や、適宜体位移動を行いながら午睡時の子どもの健康状態を確認し、「午睡チェック表」に記録しています。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	子どもの健康状態を把握するため、嘱託医による健康診断を実施し、「健康診断記録票」に記録しています。保健計画は年度単位とし、健康な体づくりについて示されています。診断結果は口頭で伝えています。今後は、異常の有無に関係なく全園児に書面にて報告されることが望まれます。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	「食物アレルギー緊急対応マニュアル」でアレルギー児に個別に対応しています。アレルギー会議で、保護者と連携を取りながら給食の献立表の確認を行っています。誤食の防止に向けて環境面の配慮を行い提供時にダブルチェックを行っています。給食会議で栄養士とのアレルギー対応の連携を図っています。
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	食材本来の姿・形を知ってもらうことを大切にして、子どもが食に関して豊かな経験ができるよう、栄養士が食育計画を作成しています。子どもの偏食や好き嫌いをなくすため、栄養士の工夫が見られます。各保育室での食事提供について落ち着いた環境で食事の準備や配膳方法ができるような配慮が求められます。職員は、子ども達が楽しく食事ができるような声掛けや雰囲気作りが望まれます。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	子どもの発達状況や体調等を考慮した献立を作成し、子どもが食べやすいように提供する食材や形態等を調整しています。栄養士の巡回・残菜記録・検食簿・給食会議を通して、喫食状況や子どもの好き嫌いなどを把握しています。食事は旬の食材を取り入れ、季節毎の行事食を工夫しています。園児と一緒に食事をする等交流の機会を設けることを期待します。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	保護者との日常的な情報交換として、0～2歳児クラスは連絡帳を毎日取り交わし、健康状態・食事・排泄・睡眠等情報を共有しています。個人面談を実施し、保護者の意向を把握するとともに、記録に残しています。ケース会議において保護者からの情報を共有し現状や保護者の思いを汲みとる努力をしています。	

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者支援として、施設長による地域子育て支援の為の電話相談を実施しています。保護者対応の方法として「保護者とのコミュニケーション」を活用しています。希望に応じて夕方の面談を実施するなど、保護者の状況に応じて相談できるように配慮しています。今後は、保護者からの相談内容を記録の整理を期待します。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待等の疑いを発見した際、関係機関との連携を図り早期対応に努めています。虐待防止については「児童虐待防止マニュアル」で理解を深めるための研修が行われています。虐待に関するニュースが報道された際には、職員間で情報を共有しています。配慮が必要な家庭には保護者に支援が必要である場合は施設長による面談を行っています。

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	自己評価を実施する際には、年度初めに「目標シート」で自己の目標を設定しています。年度末には保育実践を評価する「自己評価チェックシート」を用いて、施設長面談が実施されています。今後は、園内において自己評価に基づく分析や対応策を検討し、園全体の保育実践に活かされる取り組みが望まれます。

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	体罰等の禁止事項を「児童虐待防止マニュアル」に体罰等の禁止事項が明記されています。また、職員が不適切な保育を行わないように、施設長・主任保育士による巡回が行われています。防止と早期発見のために園独自の「虐待について考える振り返りシート」を用いて取り組んでいます。「園内虐待会議」を通じて子どもへの適切な関わり方を指導しています。



## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	83 家族 (回収率 78.3% = 65回収)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2022年12月実施)

### 利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は78.3%で、回答者の62%が自由記述欄に声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

#### ◆90%以上の高率が4設問ありました。

①園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じてわかりやすく伝えられていますか

②園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか

③献立表やサンプル表示等で毎日の給食の献立や内容が充実していると思われるようになっていきますか ④懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか

#### ◆80%台の回答は6設問ありました。

①子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか

②お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか

③災害や不審者の侵入等様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分とられていると思いますか

④園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか

⑤職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか

⑥日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしていますか

#### ◆60～70%台の回答は3設問ありました。

①入園時の説明や園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることの不安が軽減しましたか

②園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか

③保育や教育の考え方や指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか

#### ◆20%台の低率

①保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか

【総合的な感想】回答率が高く保護者が園に対しての関心度の高さが読み取れます。特に意見が多かった事は、子どものことを第一に考えて保育されていることが、日頃からの様子から感じられることが多いという回答が寄せられています。また、園庭が施設内から、園外へ行く機会を増やしたり、自然とのふれあいう体験を増やして欲しいという意見もありました。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等